

**(仮称)杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(骨子案) 区民等意見に対する区の考え方について**

「区の考え方」 該当番号	区の考え方	骨子案の 修正有無
条例について		
1	<p>条例の骨子案については、区民等の意見提出手続とその期間中に2回にわたり行った区民説明会等を通して様々な意見をいただきました。その多くは肯定的な内容でしたが、骨子案に反対する又は一部修正すべきとの内容も含まれていたところです。こうした状況等を踏まえ、条例案等（本年第1回区議会定例会に提案予定）について、区議会でも多くの賛同を得ることができるよう、以下の修正を行います。</p> <p><b>【修正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に規定する基本理念について、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮する旨を追記します。</li> <li>・条例において、他自治体の条例と同様に、性的指向又は性自認という文言を入れることは必要と考えます。その上で、性を理由とする差別等の禁止規定について、性を理由として不当な差別的取扱い等をしてはならない旨と、正当な理由なく本人の意に反して性的指向又は性自認の表明を強制等してはならない旨に区分して、より適切な規定とします。</li> <li>・また、条例で定義するパートナーシップ制度の対象者については、区議会でも多くの賛同を得て本年4月の導入を図るべきとの考えから、導入時点においては双方又はいずれか一方が性的マイノリティのカップルとし、それ以外の事実婚カップルは対象外とします。その上で、引き続き多様な意見等を把握しつつ、段階的な制度の見直し・改善に向けて検討し、区民と共に制度を育てていく考えです。</li> </ul> <p>この条例を創設・施行した後は、区民・事業者への広報・周知に努めるとともに、区の施策を着実に推進し、性の多様性が尊重される地域社会の実現に取り組んでいきます。</p>	有
パートナーシップ制度について		
2	<p>区では、東京都のパートナーシップ宣誓制度にかかわらず、住民に最も身近な基礎自治体として自律的にパートナーシップ制度を導入することに大きな意義があると考えています。こうした認識の下で作成したパートナーシップ制度の骨子案については、区民等の意見提出手続とその期間中に2回にわたり行った区民説明会等を通して様々な意見をいただきました。その多くは肯定的な内容でしたが、骨子案に反対又は一部修正すべきとの内容も含まれていたところです。こうした状況等を踏まえ、根拠規定となる条例等（本年第1回区議会定例会に提案予定）について、区議会でも多くの賛同を得て本年4月の制度の導入を図るべきとの考えから、導入時点においては、制度の対象を双方又は一方が性的マイノリティのカップルとし、それ以外の事実婚カップルは対象外とします。その上で、引き続き多様な意見等を把握しつつ、段階的な制度の見直し・改善に向けて検討していくこととします。こうした取組を不断に進め、区民と共に制度を育てていく考えです。</p> <p>このほか、国による法制化等に関する意見は、今後の参考といたします。</p>	有
性自認の規定について		
3	<p>性を理由とする差別等の禁止規定については、意見を踏まえ、公衆浴場の女湯や女性用トイレ等を男性が利用しようとする等の場合に、本人の性自認等を確認することは正当な理由に該当し、禁止事項ではないことを明確化するために、上記1の項に記載したとおり規定することとしました。こうした規定の趣旨を区民に広く理解していただけるよう、様々な機会を捉えて説明を尽くしていきます。</p>	有
差別禁止・罰則・ヘイトスピーチについて		
4	<p>ヘイトスピーチや差別的な発言は、間違った知識や思い込みによってもたらされるものと認識しております。現時点で、性の多様性が尊重される取組の推進に関する区の条例に罰則を設ける考えはありませんが、制定後の同条例に基づき、性を理由とした差別等が行われないよう、多様性に関する区民・事業者の理解促進に力を注いでいきます。</p>	無
苦情の申出・第三者機関の設置について		
5	<p>本年4月から、新たに性を理由とする差別等に関する専門相談を実施することとしており、毎月定例的に電話又は対面による相談を受け付けていきます。その中で、苦情の申立てがあった場合は、その内容に応じて東京法務局をはじめとする専門機関や法テラス等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図っていく考えです。</p> <p>なお、第三者機関の設置に関する意見は、今後の参考といたします。</p>	無

「区の考え方」 該当番号	区の考え方	骨子案の 修正有無
広報啓発、区職員及び教職員の教育・研修について		
6	<p>性の多様性に関する区民・事業者の理解を深めるため、区の広報やホームページ等の既存の媒体に加え、新たに「(仮称)レインボーガイドブック」を令和5年度中に作成・配布し、より充実した広報啓発活動を実施していく考えです。これらの取組を通して、パートナーシップ制度の利用者が可能な限り配偶者と同様に、様々な民間サービスを活用することができる環境を整えていきます。</p> <p>また、区の職員及び教職員の教育・研修については、従来から性的マイノリティに関する正しい理解促進に向けた研修を行っているところですが、パートナーシップ制度の導入とその根拠規定となる条例の施行後は、人材育成担当などの関係部署と連携を図りつつ、新たに作成・実施する職員向けハンドブック及び教職員向けオンデマンド形式による研修等を活用して、より一層力を入れてまいります。</p>	無
相談窓口について		
7	<p>本年4月から、新たに性を理由とする差別等に関する専門相談を実施することとしており、毎月定例的に電話又は対面による相談を受け付けていきます。その中で、苦情の申立てがあった場合は、その内容に応じて東京法務局をはじめとする専門機関や法テラス等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図っていく考えです。</p>	無
住民票の続柄・通称名使用について		
8	<p>住民票の続柄については、他自治体の例を参考に、パートナーシップ届受理証を交付した本人からの申出に基づいて「縁故者」と記載するよう対応します。</p> <p>また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証については、厚生労働省通知(平成29年8月31日付け「被保険者証の氏名表記について」)に基づき通称名の記載が可能ですが、その他区が発行する書類等(住民票など)は法令等により通称名の使用は認められておりませんので、現時点でご指摘のような対応を図ることはできません。</p>	無
区施設のトイレについて		
9	<p>区施設のトイレについては、その設置目的や施設規模等を踏まえて、男女のトイレのほか可能な限り誰でもトイレを設置しております。学校施設におきましても、誰でもトイレの設置を標準とし、改築の際に順次設置を進めているところです。</p>	無
学校での教育について		
10	<p>学校教育においては、全ての区立学校及び子供園に人権教育推進者を配置するとともに、人権教育推進者を対象とした区の研修を年に2回実施しており、性的指向・性自認をはじめとした人権課題について、組織的かつ計画的な教育を推進しています。令和5年度以降は、オンラインやオンデマンドを活用し、人権教育推進者以外の教職員も研修を受講することのできるシステムを整え、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の充実を図っていくこととしており、今後も、学校教育活動を通して子どもたちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう進めてまいります。</p> <p>なお、区立中学校の制服については、生徒や保護者等の意見を参考に校長が決定しており、標準服を採用している全ての学校で女子もスラックスを選べるようになっております。</p>	無
同性婚者の養子縁組について		
11	<p>パートナーシップ届受理証の交付を受ける者が、国の制度に従って養子縁組をした場合には、本人の希望に応じてその養子の氏名・生年月日を受理証(受理証カードを含む)に記載していく考えです。</p>	無
個人情報漏洩に係る職員の逮捕について		
12	<p>昨年11月の住民基本台帳法違反容疑による区職員の逮捕・再逮捕については、個人情報の安全かつ適正な管理に重大な責任を持つ基礎自治体として、大変重く受け止めています。そのため、この間、11月25日までに直ちに実施した再発防止対策(住基ネットの利用状況等の確認、全部署を対象とした公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施など)に加え、庁内検討部会で取りまとめた更なる対策を速やかに実施(検討委員会報告書は、第1回区議会定例会中の区民生活委員会で報告した後、区公式ホームページ等で公表する予定)することとしているところです。こうしたことを踏まえ、骨子案に対する区民等の意見提出手続における個人情報は、区において適正な取扱いを徹底しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	無